ホームページ用原稿

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく情報開示等の実施状況について

1　情報公開条例に基づく情報開示の実施状況

平成 29 年度は、開示請求 96 件（うち、取下げ４件を含む。）に対し、100 件の決定を行いました（１件の開示請求で複数の文書について開示の請求が行われ、それぞれの文書について決定を行った例があるため、開示請求の件数と決定件数は一致しません。）。決定の内訳は、下表のとおり、開示が 97 件、部分開示が２件、不開示が１件となっています。

部分開示の決定をした２件の文書に含まれていた不開示情報は、個人に関する情報（特定の個人を識別することができる情報又は公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報）となっています。

不開示決定をした１件については、開示請求に係る情報を本市が保有していなかったため、当該決定をしました。

また、開示の申出２件に対し、２件の諾否を決定し、２件とも文書の全てを開示しました。

区分	請求件数	取下げ件数	実施機関別の決定件数		決定の内訳		
					開示	部分開示	不開示
開示請求	96	4	市長	82	79	2	1
			教育委員会	18	18	0	0
小計	96	4	小計	100	97	2	1
開示申出	2	0	市長	2	2	0	0
合計	98	4	合計	102	99	2	1

※　「開示請求」とは延岡市情報公開条例の施行日（平成12年７月１日）以後に、「開示申出」とは同日前に作成又は取得した文書に関する開示の請求をいいます。

2　情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求の件数

審査請求の件数	情報公開・個人情報保護審査会の処理状況		審査請求に対する処理状況			
	審査中	答申済	却下	棄却	認容	取下げ
0	0	0	0	0	0	0

3　個人情報保護条例に基づく情報開示等の実施状況

平成 29 年度は、開示請求５件に対し５件の決定を行い、そのうち３件については本人以外の個人に関する情報が含まれることを理由として情報を部分的に開示しました。ほか２件のうち、１件は開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、１件は請求された情報を本市が保有していないため、不開示としました。

なお、開示を受けた個人情報に係る訂正請求及び利用停止請求は０件、決定を不服として行われた審査請求も０件でした。

区分	請求件数	取下げ件数	実施機関別の決定件数		決定の内訳		
					開示	部分開示	不開示
開示請求	5	0	市長	4	0	2	2
			教育委員会	1	0	1	0
合計	5	0	合計	5	0	3	2

4　個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求の件数

審査請求の件数	情報公開・個人情報保護審査会の処理状況		審査請求に対する処理状況			
	審査中	答申済	却下	棄却	認容	取下げ
0	0	0	0	0	0	0

（問合せ　総務部総務課　電話22-7006）